

秋田市の文化を育み、未来へつなぐ

平成25年度 秋田市文化選奨

秋田市文化選奨は、芸術・学術文化など各分野で前年度に優れた作品を発表し、市の文化の発展に貢献したかたに贈られます。今年度の受賞者は、次のみなさんに決まりました。おめでとございます。文化振興室 ☎(866)2246

表彰式 7月22日(月)午後4時、秋田ビューホテル

文芸(俳句)



伊藤 義一さん
(雄和)



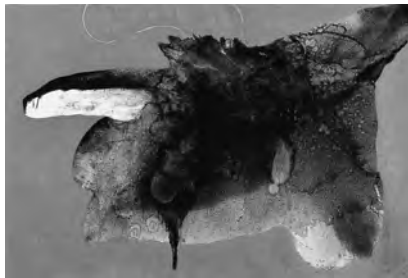
「落花芳艸～俳句でたどる
露月の一生～」

伊藤さんは長年にわたり、日本を代表する俳人石井露月(雄和)の身。1873-1928の研究に取り組みました。本作では254句の一句一句を通じて露月の生涯や内面を照らし出しています。また、露月が残した短冊や葉書などの句を写真で紹介して、露月の筆の息遣いも一緒に鑑賞できる一冊です。

美術(洋画)



佐々木厚子さん
(新屋)



イカロスⅠ
(油彩/キャンバス)

「イカロス」はギリシャ神話の登場人物で、父の発明した翼で空を飛び、太陽の熱で翼のろうが溶け、海に落ちて死にます。本作では、得体の知れない褐色のかたまりが、空中でうごめくような表現がその神話を思い起こさせ、今日の世界の不安感を訴えかけてくるものとして評価されました。

邦楽(地唄・三絃)



赤川 郁子さん
(八橋)



地唄「新娘道成寺」
(右が赤川さん)

赤川さんは、透明感ある美しい声を持ち、また、こぶしの扱いに優れています。本作では、手術による声の変調に苦しみながらも、女の情念や狂おしさを感情深いつとところから歌い上げて、地唄の世界を表現。さらに、舞い手の藤間静蘭さんとの一体感も感じとれる素晴らしい舞台が評価されました。

文芸(エッセイ)



とのぐち会(大町)
…写真は会長の野口千恵子さん



エッセイ集
「とのぐち 三十年の軌跡」

「とのぐち会」では主婦や会社員などが、学習と研さんを積みながら作品を発表し、30年間、多くの市民に共感や希望を与えてきました。本エッセイ集には、過去の優秀な作品や新作を掲載。日々の感動を豊かな感性で表現し、郷土の歴史や文化を伝える意義も含む、質の高い作品集です。



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

児童扶養手当の申請 を受け付けます

次の対象のかたは、児童扶養手当を受けることができます。ただし、国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給できるかたは対象になりません。また、申請者や同居している扶養義務者(申請者の父母など)の所得が一定額以上ある場合は、手当ての一部または全部を受給できません。

対象者①または②に該当する

①ひとり親家庭の親(父母に代わってお子さんを養育しているかたを含む)で、18歳までのお子さん(18歳になつてから最初の3月31日まで)がいるかた

②特別児童扶養手当を受給している20歳未満のお子さんがいるかた
支給額▶全額支給の場合、1人目のお子さんは、月額4万1千430円。2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算します。

障害年金の子の加算額と比べて金額が高い方を選べます。両親のどちらかに一定の障がいがある場合は、児童扶養手当の支給額と、障害年金の子の加算額で金額が高い方を選ぶことができます。詳しくはお問い合わせください。
すでに受給しているかたへ

■現況届を忘れずに：現況届のお知らせを7月下旬にお送りします。現況届を8月30日(金)までに提出しないと、8月分以降の手当を受給できません

■受給資格の喪失：受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻したとき(事実上の婚姻・内縁関係を含む)は、受給資格がなくなりまますので、すぐに届け出をしてください

●問い合わせ 子ども総務課 担当 ☎(866)8957

児童手当現況届の 提出はお済みですか

児童手当を受けているかたに、現況届を郵送しています。これは児童手当を6月以降も受ける資格があるか確認するもので、提出しないと手当を受けられません。まだ提出していないかたは、市役所3階の子ども総務課までお早めに提出してください。

●問い合わせ 子ども総務課 ☎(866)2072

各手当の受給者は 所得状況届を忘れずに

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかた

は、所得の状況届を提出してください。詳しくは7月末に郵送する通知をご確認ください。

受付期間▶8月12日(月)から16日(金)までの午前9時～午後5時

受付場所▶市役所議事棟2階の正庁

●問い合わせ 障がい福祉課 ☎(866)2093

特定疾患医療受給者証 の更新手続きを

「特定疾患医療受給者証」をお持ちのかたへ、更新のお知らせを6月にお送りしました。現在お持ちの受給者証の有効期限は9月30日(月)までです。更新の申請から新しい受給者証の交付までは2か月程度かかりますので、早めに手続きしてください。

受給者証をお持ちで、更新のお知らせが届いていないかたは、健康管理課へご連絡ください。

●問い合わせ 健康管理課 ☎(883)1180

電子証明書のサービス を一時停止します

市民課窓口で行っている電子証明書(電子証明書)の発行・失効サービスは、システム更新作業のため次の期間は利用できません。ただし、住民基

本台帳カード(ICカード)のパスワード変更、初期化、ロック解除、鍵ペア・電子証明書の消去、ICカードの診断は利用できません。

また、国税の電子申告・納税システム(イータックス)などは通常どおり利用できます。

利用停止期間▶7月29日(月)～30日(火)、午前8時30分～午後5時15分

●問い合わせ 市民課 ☎(866)2018

北部墓地(飯島)と 河辺墓地の使用者募集

北部墓地(飯島)と河辺墓地の使用者を募集します。次の①～③をすべて満たすかたが対象です。

- ①市内に住所または本籍がある
- ②市内に住所があり、独立した生計を営む保証人を届出できる
- ③遺骨がありながら墓地がなく、寺院や自宅に保管している、または改葬(現在の墓地から遺骨をすべて移すこと)を希望する

受付日時▶12月27日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分(予定区画数になり次第終了)

窓口▶生活総務課(市役所分館3階)
*北部・河辺各墓地の募集数、永代使用料など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 生活総務課 ☎(866)2074